

社会福祉法人あま市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人あま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|------------|----------|
| (1) 会長 | 年額 | 204,000円 |
| (2) 副会長 | 年額 | 66,000円 |
| (3) 理事 | 会議出席日につき1日 | 5,500円 |
| (4) 監事 | 会議出席日につき1日 | 5,500円 |
| (5) 評議員 | 会議出席日につき1日 | 5,500円 |

2 前項の会長及び副会長の報酬には会議出席日（本会主催以外の会議を含む。）の報酬を含んだ額とし、毎会計年度3月に支給する。ただし、在任期間が1年を満たない場合は、月割りにより算出した額とする。

3 行政職等の役員及び評議員には、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員がその職務において本会が主催する以外の会議に出席したときは、旅費を支給することができる。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(社会福祉法人あま市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)
- 2 社会福祉法人あま市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成27年4月1日施行）は、廃止する。